

社会福祉法人羽島市社会福祉協議会
羽島市児童センターアルバイト（パート）職員募集要項

1. 業務内容

- ・児童の遊びの見守り・安全確保の補助
- ・児童センターが行う事業、イベント等の準備および運営の補助
- ・施設内の清掃、備品の整理
- ・来館者の対応、トラブル発生時の補助

2. 応募資格

教育・保育・福祉の分野に興味関心があり、子どもと関わることが好きな18歳以上の人。ただし、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する人は応募できません。

（ア）高等学校在学中の人

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（ウ）日本の国籍を有しない人

（エ）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 採用人数 【A】【B】とも若干名

4. 採用日 応相談

5. 雇用期間 【A】採用日から令和8年9月30日まで

【B】採用日から令和8年8月31日まで

※ 次のいずれかにより判断し、契約を更新する場合がある。

①契約期間満了時の業務量 ②労働者の勤務成績、態度 ③労働者の能力

※ 通算契約期間は3年を上限とする。

6. 就業場所 羽島市福寿町浅平3丁目25番地 羽島市福祉ふれあい会館4階

羽島市児童センター及び業務に必要な関連の場所

7. 労働条件

(1) 給与等

【A】【B】とも時給1,130円、通勤・時間外勤務手当：本会規程により支給

※試用期間（3ヵ月）中の給与等も同額

(2) 勤務日時

【A】土曜日および第2・第4・第5日曜日の9時30分～17時00分の時間帯で応相談（休憩：12時00分～13時00分）

【B】7月21日から8月31日までの、平日（月曜を除く）9時30分～17時00分の時間帯でシフト制、最長週26時間で応相談（休憩：12時00分～13時00分）

(3) 福利厚生等

【A】 労災保険加入

【B】 雇用保険（週20時間以上勤務の場合のみ。学生を除く）、労災保険加入

(4) その他 社会福祉法人羽島市社会福祉協議会臨時職員等就業規則及び臨時職員等給与規程の定めによる。

8. 申込方法・期間

(1) 提出書類

職員採用試験申込書（本会所定様式、事前に入手すること）

(2) 申込方法

持参または郵送

- ・ 持参の場合：土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分の間
- ・ 郵送の場合：レターパック、特定記録郵便または簡易書留郵便

(3) 申込期間 随時受け付けます

※ 採用者が決定次第、受付・選考を終了します。

9. 選考方法

書類選考

10. 結果通知 受験者に郵送で通知

11. その他

- (1) 【A】【B】の両方に応募できます。その場合、提出書類は1通で構いません。
- (2) 希望者には職場訪問を認めます（訪問にかかる経費は本人負担とします）。
- (3) 採用・不採用に関わらず提出された書類は、返却いたしません。
- (4) 採用後に資格等に虚偽、不正等が発覚した場合、採用を取り消します。

12. 照会先及び申込先

〒501-6255 羽島市福寿町浅平3丁目25番地 社会福祉法人羽島市社会福祉協議会

【雇用条件等に関する照会先及び書類提出先】

羽島市社会福祉協議会総務課 電話番号：058-391-0631 担当：浅野、伊藤

【業務内容に関する照会先】

羽島市児童センター 電話番号：058-391-1226 担当：石垣